

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**貸与型の奨学金**です。

卒業後は、**あなたが**責任をもって**返還**しなければいけません。

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、学生部に届け出てください**。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。



あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。

返還誓約書の種類

4種類あります。

「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」、「貸与奨学生のしおり」（日本学生支援機構ホームページ掲載）の該当ページを確認し、作成してください。

返還誓約書の種類	「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」のページ	「貸与奨学生のしおり」のページ（日本学生支援機構ホームページ掲載）
第一種奨学金 機関保証	4ページ	34～35ページ
第二種奨学金 機関保証	5ページ	36～37ページ
第一種奨学金 人的保証	6ページ	38～39ページ
第二種奨学金 人的保証	7ページ	40～41ページ

記入時の注意点

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。



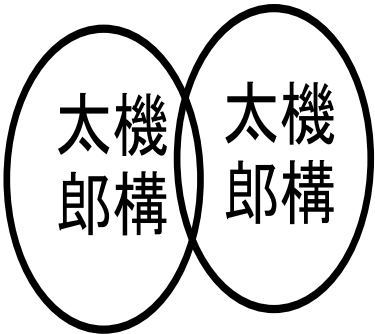



➤ 押印について（連帯保証人・保証人のみ）

- 実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 朱肉を使用し押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- 返還誓約書を訂正するとともに「返還誓約書記載事項訂正届」が必要です。HP「在学生へお知らせ」からダウンロード可。郵送希望の方は学生部まで。

➤ 正しい押印について

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄

支援 次郎 機構 次郎	次支 郎援	印 次機 郎構
--------------------------------------	----------	------------------------------------

○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

機構 太郎 奨学 太郎	印不要 * * *
--------------------------------------	--------------

- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。
- ※ 連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

返還誓約書に添付する書類

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

返還保証書について【人的保証】

- 4親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合
- 保証人に65歳以上の人を選任する場合

その方がⅠ～Ⅲのいずれかの条件をみたし、

「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です

★既に上記の条件で選任している場合は、添付書類に「返還保証書」「資産等に関する証明書」と印字されています

Ⅰ 年間収入・所得で判定

- ・ 給与所得者 年間収入 **320** 万円以上（証明書類：源泉徴収票、年金振込通知等）
- ・ 給与所得者以外 年間所得 **220** 万円以上（証明書類：確定申告書控（受付印のあるもの）等）

Ⅱ 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額以上（証明書類：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等）

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

$I + (II \div 16)$ で算出される金額が（給与所得者の場合） **320** 万円以上
（給与所得者以外の場合） **220** 万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

